

第3章 障害者施策の課題及び施策の方向

第3章 障害者施策の課題及び施策の方向

横須賀市では、平成21年に第3期「よこすか障害者福祉計画」（6か年計画）を策定し、6年が経ちました。この間に、平成23年に障害者基本法が改正され、平成25年には、障害者自立支援法が「障害者総合支援法」に改正されました。また、「障害者の権利に関する条約」が平成26年1月に批准されました。

このように障害者を取りまく環境が変化する中、本章においては、計画検討部会や障害のある方々との意見交換会で出された意見等を踏まえて、「横須賀障害者福祉計画（第4期横須賀市障害福祉計画を含む）」の課題を分析し、必要とされる障害者施策を整理します。

1 障害者が地域で安心して暮らすための取り組み

（1）現状と課題

この計画の目標である「障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまち」の実現を目指すためには、それぞれのライフステージに切れ目のない支援、様々な支援が身近な所で受けられることが必要です。つまり、出生から幼稚園、小学校、中学校、高等学校、そして就労と、ライフステージが移っても、切れ目のない支援を引き継げるような体制の構築が必要です。また、住まい、相談、日中活動の場の一体的な支援で、障害者が地域で安心して暮らせるようなサポートが求められています。

まず、障害児に係る様々な課題を解決するためには、子どもに関する総合支援体制の充実や、家族が障害を受容するためのサポート、様々な社会資源を活用しながら子育てをしていくための情報提供、教育と福祉の連携を強化するなど、こども支援・家族支援の充実が望まれます。

また、ライフステージの後半における親亡き後の支援については、障害者及びその家族にとって大きな課題の1つです。親亡き後も本人が地域で暮らし続けていくためには、親が元気なうちから地域で暮らしていくことができるように備えることが重要です。

さらに、本人や家族の高齢化に伴い、障害者が不利益を被らないように保護、支援する成年後見制度の活用や、本人の意思を尊重するために相談サポートセンター等を活用した本人の意思決定支援の必要性が高まっていると言えます。

アンケート調査の結果、今後、利用したい福祉サービスは、障害別にニーズが異なり、障害やその状態に合わせたきめ細かいサービスが必要とされていることがわかりました。中でも、地域での生活の質の向上に向けて、相談支援、意思疎通支援、移動支援など、時代に即したニーズに対応したサービスの充実が求められています。

横須賀市では、地域に密着したサポート体制を目指し、市内に4つの障害者相談サポートセンターを設置していますが、今後ともその重要性は増していくと考えられます。

また、アンケート調査では、療育手帳所持者は一人で外出することは少なく、多くは家族とともに外出しています。このため、家族の高齢化に伴い、移動支援のニーズは更に拡大していくものと予想されます。

(2) 方向性と取り組み

それぞれのライフステージに応じた様々な支援や医療・リハビリ等が身近な所で受けられるように「本人・保護者とともに作る支援シート」の活用や、児童期から成人期に移行する際の支援内容の引き継ぎ、そして、住まい、相談、日中活動の場の一体的な支援によるサポートを進めます。また、出生時から関わることのできる市の保健師など、支援に関わった人々が生涯にわたり「良きつなぎ役（コーディネイター）」となることが期待されています。

さらに、障害とくらしの支援協議会を活用して、事業者間の情報交換や連携を行うことで、福祉サービス事業間のネットワーク作りを支援していきます。

また、障害者相談サポートセンターや相談支援事業所を活用することにより、相談支援をさらに充実させていくとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターの設置を検討します。

意思疎通支援では、平成26年度から、入院時コミュニケーション支援事業（意思疎通が困難な障害者の入院時に、医療機関との意思疎通が必要となる場面で、意思疎通を円滑に行えるよう支援者が支援するもの）を開始しました。これまでの要約筆記、手話通訳の派遣を今後も継続していくとともに、聴覚に障害のある方だけでなく、視覚障害等、意思疎通支援を必要とする方に対する、更なる支援の充実について取り組んでいきます。

移動支援事業は、要望が多く、利用者数が増え続けているため、新たな事業者の参入や、既存事業者の規模拡大が図られるよう努めていきます。そのためには、人材の確保が大きな課題であり、人材確保が困難な現状を踏まえ、若年層が就職、定着できるように労働環境の整備を進めるなど、人材の確保に努めていきます。

なお、緊急一時保護や家族のレスパイト、親世帯からの自立に向けた事前準備を目的とした短期入所は、利用の希望が多いため、施設の増設など充実させていく必要があることから、平成27年度中に、新たに1か所の短期入所施設が開設される見込みです。

加えて、本人が将来の暮らしを見通すことができるように、地域のグループホーム等での生活体験等を通じ、自立した生活ができるようにすることが大切だと考えます。そのため、今後もグループホームの設置か所数を増やすなど、その支援を充実させていきます。

このように様々な施策を総合的に進めることによって、ライフステージが移行しても、今までの支援内容を正確に伝えていくことで、本人に対する切れ目のない支援の実現を目指します。

2 障害者の就労機会を拡大するための取り組み

(1) 現状と課題

障害者の作業所や施設において、作業の受注機会が少なく、仕事がしたくても仕事がなくったり、請け負っている作業があっても対価が低く、工賃と障害年金では十分な生活ができなかったりするということが問題となっています。障害者の雇用拡大を事業主に働きかけるとともに、市も障害者優先調達推進法に基づき、障害者施設等への発注を充実させていくことが求められています。

また、すべての事業主は法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成 25 年 4 月 1 日から引き上げられ、民間企業は 2.0%、国・地方公共団体等は 2.3%、都道府県等の教育委員会は 2.2%になりました。更に、改正障害者雇用促進法が平成 28 年度から施行され、障害を理由とする差別の禁止や、障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずる（合理的配慮の提供）義務が生じるほか、平成 30 年度からは、法定雇用率の算定基礎に、精神障害者が加えられます。アンケート調査によると、働くために充実してほしい取り組みとして、企業や団体、市役所などが障害者を積極的に雇用することが挙げられており（身障 62.1%、知的 66.5%、精神 57.1%、難病 77.8%）、企業や団体、市役所などの雇用拡大が期待されています。

加えて、アンケート調査から、働くために充実してほしい取り組みとして、療育手帳所持者では「障害者が仕事をするうえでの援助をする人を充実する」とする人が多くいました（68.0%）。現在雇用されている障害者、とくに知的障害、精神障害のある方の雇用が安定して継続するような支援とともに、職場への定着を図るスキルアップのための研修や、職場経験者による助言や指導が求められています。また、今後増え続ける養護学校の卒業生に対しては、卒業後の数年間、きめ細やかに支援できるよう、支援機関の設置を検討することが望まれています。

(2) 方向性と取り組み

就労機会の拡大において、特例子会社・就労継続支援 A 型事業所・障害者雇用を行う企業、及び就労移行支援事業所の誘致により、就労の機会をより多く提供し、就労に結びつける場を増やすことが必要とされています。

また、平成 25 年度には、国や地方自治体等が物品や役務を障害者施設等に積極的に発注していくよう定めた、障害者優先調達推進法という法律ができました。横須賀市役所では、この法律に基づいて市の調達方針を策定・公表し、市が発注する物品や役務について、

障害者施設等への発注額の目標を定めるとともに、障害者施設等が提供する物品や役務の一覧を作成・公表し、受注の拡大に努めていきます。

なお、平成25年度における調達実績額は約450万円で、平成26年度の調達目標額は500万円となっていますが、さらなる拡大が必要と考えています。

また、市では身体障害者を中心に、法定雇用率を満たす形で雇用しており、今後も継続していきます。また、知的障害者等職場体験実習として、毎年2人、各3か月間、臨時職員として雇用しています。

職場への定着支援にあたっては、よこすか就労援助センターにおいて、障害者の就労を推進するため、対象者の職業能力に応じた就労の場の確保と職場定着に必要な援助を行ったり、職業生活における安定・自立を図るため、それぞれが抱える課題に応じた、就業面と生活面の一体的な支援を行っており、今後も継続していきます。さらに、平成26年度からは、職場定着支援員（常勤）1人を配置し、障害者の職場定着支援を推進していきます。業務内容は、企業や家庭を訪問しての職場定着支援、市内の障害福祉施設等の職員や職場経験の豊富な市民（ボランティア）を対象にした、職場定着支援員のネットワークの構築や助言・指導等、スキルアップのための研修などです。

加えて、今後も知的障害、精神障害のある方を3か月以上雇用しようとする事業主に対して、雇用奨励金を支給するとともに、よこすか就労援助センターと協力して、これらの企業に定期訪問を行います。また、企業に対する研修を実施するなど、労使双方のバックアップをしていきます。

これらの取り組みを継続していくことによって、雇用の継続を促していきます。

3 大規模災害時における障害者に対する支援の取り組み

（1）現状と課題

災害時には、弱者と言われる障害者にとって様々な困難が予想されるので、それらの1つ1つに対応した準備をしておくことが必要です。とくに、初動期の避難では地域住民の協力が不可欠なため、啓発などを通じて日頃から障害に対する理解を深めていただくことが重要となります。

アンケート調査では、「災害時に一人で避難できない」とする人は、療育手帳所持者に特に多く見られ（身障30.6%、知的57.2%、精神15.4%、難病39.1%）、家族が不在の場合などには周囲の協力を必要としています。災害時に家族が不在の場合や一人暮らしの場合、「近所に助けてくれる人がいる」とする人が少ないこともわかりました（身障24.2%、知的17.5%、精神17.8%、難病23.4%）。

また、大規模地震等発生時に、震災時の避難所となる小中学校体育館等での集団による避難生活が困難となる高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等のうち、特別な配慮を必要とする

第3章：障害者施策の課題及び施策の方向

人たちを一時受け入れる避難所の設置が求められています。

(2) 方向性と取り組み

災害時の対応は、初動期の避難、地域での支え合いが重要となりますので、普段から地域の皆さんに障害を理解してもらうよう、啓発活動を続けていきます。また、障害者団体等と一緒に地域の避難訓練に参加するだけでなく、訓練の方法や提案なども行い、地域において障害者に対する理解が深まるように努めていきます。

それに加え、横須賀市では障害者の災害時における支援が、迅速かつ的確に行われるように「災害時要援護者支援プラン」を策定し、地域の支援者（町内会・自治会・民生委員等）の活動要領などを定めています。このプランでは、まず、自宅やグループホームなどで暮らしている、主に重度の障害者の氏名、住所や障害内容等の情報を、本人や家族の同意を得たうえで、地域の支援者に提供します。地域の支援者は、提供された情報をもとに、障害者の自宅を訪問し、障害の状態や避難支援の方法などについて確認するとともに、本人や家族と話し合っ、災害時に直接支援する人（近隣の支援者）を取り決めます。そして、風水害や地震などの災害時には、近隣の支援者による災害情報の提供や安否確認など、安全の確保のために必要な活動が行われるというものです。

また、大規模災害時には、各避難所に一次福祉避難所を設置する事を定めるとともに、より多くの支援を必要とする人のために、二次及び三次福祉避難所を開設します。福祉避難所とは、大規模地震等発生時に、震災時の避難所となる小中学校体育館等での集団による避難生活が困難となる高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等のうち、特別な配慮を必要とする人たちを一時受け入れる避難所のことです。福祉避難所については、一旦は震災時避難所（地域の小中学校）に避難した後、移動（搬送）するものとします。

一次福祉避難所は、災害時の避難所（指定された市内の小中学校）に、福祉スペースを設けることとします。

二次福祉避難所は、一次福祉避難所では対応が困難な方で、家族がいれば生活できる人を対象とします。各一次避難所を巡回する保健師等により、二次福祉避難所への移動が必要と判断された人とします。これは、大規模災害発生後、3日を目途に開設します。

三次福祉避難所は、二次福祉避難所では対応が困難なほぼ寝たきりの高齢者・障害者及び寝たきりではないものの、二次福祉避難所では対応が難しい障害者（一人では生活できず介助が必要な人）で、一次、二次福祉避難所を巡回する保健師等により判断された人とします。これも、大規模災害発生後、3日を目途に開設することとします。

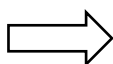
このように、大規模災害発生時には、一次福祉避難所を開設するだけでなく、障害の程度や体の状態に応じて、二次福祉避難所及び三次福祉避難所を活用することで、障害者が安心して避難生活を送れるよう、取り組んでいきます。

図表 31 福祉避難所について

一次福祉避難所

- <対象> ・ 体育館等での集団による避難生活が困難な高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等のうち、特別な配慮を必要とする人
- <場所> ・ 震災時避難所に指定された小中学校に福祉スペースを設置する

避難所を巡回する
保健師等による判断

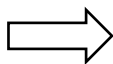


一次福祉避難所では
対応が困難な人

二次福祉避難所

- <対象> ・ 一次福祉避難所では対応が困難だが、家族がいれば生活できる人
- <場所> ・ 坂本コミュニティセンター（知的障害者）
・ 池上市民プラザ（高齢者、身体障害者）
・ 鴨居コミュニティセンター（高齢者、身体障害者）
・ 療育相談センター（身体障害児、知的障害児）
・ 県立岩戸養護学校（身体障害児、知的障害児）
・ 久里浜特別支援学校（身体障害児、知的障害児）

避難所を巡回する
保健師等による判断



二次福祉避難所では
対応が困難な人

三次福祉避難所

- <対象> ・ ほぼ寝たきりの高齢者・障害者
・ 二次福祉避難所では対応が難しい障害者（一人では生活できず、介助が必要な人）
- <場所> ・ 協定による民間高齢者入所施設
・ 協定による民間障害者入所施設
・ 協定による民間障害者通所施設
・ 福祉援護センター第1・第2かがみ田苑

4 障害者の権利擁護に関する取り組み

(1) 現状と課題

我が国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しており、例えば、次のようなものが挙げられます。

- ◆障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定（※）を含む。）の禁止
- ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進
- ◆条約の実施を監視する枠組みを設置、等

国においては、条約批准に先立ち、国内法令の整備を推進してきました。

平成23年には、障害者の権利に関する条約の理念に沿って、障害者基本法の改正が行われました。この改正においては、法の目的として「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」（障害者基本法第1条）ことが規定され、障害者の定義も「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」（障害者基本法第2条第1項第1号）と見直されました。

これに伴い、障害者総合支援法においても、障害者の範囲が広げられ、発達障害や難病等に起因する障害を有する方が障害者に含まれることが明確化されました。

また、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定（障害を理由とする差別の禁止）に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない（障害者基本法第4条第2項）」と規定し、障害を理由とした差別を無くしていくための取り組みを求めています。

これらの理念を具体化するため「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25年に成立（平成28年施行予定）し、国や地方自治体、民間事業者には、「差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の不提供の禁止」などの義務が課せられることとなります。

障害者の権利に関する条約の批准により、障害者の身体的自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進され、条約の実施を監視する枠組みや、国連への報告義務などによって、我が国の取り組みが後押しされるなど、障害者の権利の実現に向けた取り組みが一層強化されます。また、人権尊重についての国際協力が一層推進されます。

※合理的配慮の否定・・・過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等（例：段差への渡し板の提供等）を行わないこと

この障害者の権利に関する条約の批准に伴い、障害者の地域生活の場を抱える自治体は、次のような責務を有することになります。

- ・療育支援

障害のある児童が、可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければなりません。

- ・専門的知識又は技能を有する職員の育成

療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければなりません。

- ・防災及び防犯

障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければなりません。

- ・消費者としての障害者の保護

障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければなりません。

- ・選挙等における配慮

選挙等において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければなりません。

- ・司法手続における配慮等

障害者が、訴訟などの司法手続の対象となった場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければなりません。

(2) 方向性と取り組み

障害者の権利に関する条約の批准に伴い、地方自治体に発生する障害者の権利擁護に関する責務は、従来の福祉の枠組みの中だけではなく、防災、選挙、司法手続等、地域での生活全般に関わってくることから、自治体の行うまちづくり全般にわたって、施策、事業の見直しが求められるため、福祉部門のみならず、全庁的な取り組みとして位置づけ、施策や事業の見直し、再構築を進めていきます。

そして、横須賀市障害福祉課の窓口や障害者相談サポートセンター等で、本人や支援者の困り感や相談を受け付けることから始まり、障害福祉サービスや成年後見制度などの支援制度を活用することで、障害者の権利擁護を図ります。また、障害福祉相談員制度がより活用されるための検討も行います。

また、横須賀市では、障害者虐待防止法の規定に基づき、平成24年10月に障害者虐待防止センター機能を障害福祉課に持たせました。障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障害者を発見したものは、速やかに市町村に通報しなければならないと定められ

第3章：障害者施策の課題及び施策の方向

ています。それに加え、虐待通報に基づく事実確認や本人の緊急保護だけでなく、虐待に至らないよう丁寧な家族支援や、虐待防止に取り組む関係機関の連携や啓発資料の充実を図るとともに、障害者虐待防止に係る研修会に参加しやすくなるよう、さらに工夫していきます。

アンケート調査では、成年後見制度の「名前も内容も知っている」とする人は少なく（身障 29.7%、知的 35.3%、精神 23.1%、難病 45.3%）、まだ知名度が低いことが明らかになりました。一層の周知が望まれます。中でも、法人後見を積極的に推進していくために、社会福祉協議会等に働きかけていくことが必要です。また、後見人に対する報酬制度の適用範囲を「市長申立」の案件以外にも広げるよう検討します。

また、アンケート調査から、多くの人々が、障害があることで差別や嫌な思いをしたり、配慮や工夫がなく困ったことがあると回答していました。（身障 50.8%、知的 69.4%、精神 66.2%、難病 29.7%）。障害への理解促進のための啓発は、今後も大きな課題と考えられます。障害者に対する理解を深めてもらうためにも、障害者週間や、地域の避難訓練への参加などを通じて、市民への啓発活動を行っていきます。

5 地域における支え合いを支援する取り組み

（1）現状と課題

行政サービスに代表される「公助」による支援がどんなに充実しても、行政に支援を求めることができず、地域から孤立している障害者に対しては、必要な支援が行き届かない可能性があります。日常生活での支援はもちろんです。特に、大規模災害時には、「公助」による支援が届くまで一定の時間が掛かることが想定されます。

そこで、日頃から地域での支え合いを大切にし、地域で暮らす障害者が孤立することなく、地域の中に自然と溶け込んで暮らすことで、「公助」が必要な時は、その利用を近隣住民が促すことが出来るようにするだけでなく、地域の支え合いである「共助」や自分自身で備える「自助」の取り組みも促進していく必要があると考えています。

（2）方向性と取り組み

地域での支え合いを促進するためには、自ら暮らす同じ地域に、障害者も暮らしていることを地域の人々に知ってもらうことから始まります。

横須賀市は、本人や家族の同意をもとに、障害者の氏名、住所、障害内容等を事前に地域の支援者（町内会・自治会・民生委員等）に提供して災害時に備える「災害時要援護者支援プラン」の推進や、障害者団体等と一緒に地域の避難訓練へ参加するなど、障害者が地域の活動に参加するきっかけ作りを行います。

また、地域での支え合いである地域福祉の取り組みは、横須賀市社会福祉協議会が「地域福祉活動計画」を策定し、これに基づいて活動しています。横須賀市もこれを支持、支援し、住民同士の助け合いの輪が広がっていくように働きかけを行います。

6 発達障害児者への支援に対する取り組み

(1) 現状と課題

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法第2条第1項）と定義されています。

「障害者の権利に関する条約」においては、発達障害に起因する障害を有する人が障害者に含まれることが明確にされています。

現状では、発達障害の人たちの把握が難しく、支援が足りないことが指摘されており、発達障害の人たちの居場所がなく、相談の場が少なく、日常生活の様々な困難に直面しながらも、福祉サービスを利用しにくいことも事実です。

また、発達障害を対象とした手帳はなく、発達障害児者が療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得している場合も多くあります。

一方で、横須賀市療育相談センターに相談に来る発達障害児は年々増加しています。

横須賀市では、計画策定にあたり、発達障害に関する実態を調査するため、発達障害児者又は、その保護者へのヒアリングを次の3つのライフステージごとに実施しました。

児童期

児童発達支援・放課後デイサービスを利用している市内在住の発達障害児の保護者などにヒアリング調査を行ったところ、「コミュニケーションがとれない」、「人見知りや場所見知りがあがる」、「集中力がない」、「こだわりがある」、「融通が利かない」など、様々な困りごとが挙げられました。

さらに、「今のことで精いっぱい先が見えない」、「中学校に適応できるか」、「高校に進学できるか」、「就職できるか」など、将来への保護者の不安も多く見られました。

また、保護者は早期に情報を得られないことや、就学後や18歳を過ぎると療育相談センターとの関わりがなくなってしまうことに不安を感じています。親亡き後については、グループホームの充実や本人や保護者が相談できる場、地域で見守るようなシステムが求められています。

第3章：障害者施策の課題及び施策の方向

就労前期

養護学校高等部の在校生を対象に、本人、もしくはその保護者にヒアリング調査を行ったところ、「コミュニケーションが苦手」、「社会性に欠ける」、「意思の伝達が難しい」などの問題が挙げられました。見た目には障害がわからないので、周囲の誤解を招いたり、理解も得られないという話も多く聞かれました。発達障害への理解の促進が求められています。

ほとんどの人が障害福祉サービスを利用していなかった一方で、「サービスが分からない」、「サービスをホームページに載せてほしい」という声もあり、福祉サービスについてわかりやすい情報提供が必要とされます。また、サービス支給の要件と、必要としているサービスとにずれがあるという指摘がありました。手帳の等級によらず、発達障害の特性に沿った、本人の状況に応じた支援やサービスを求めています。

加えて、保護者は卒業後や将来に不安を抱いており、親亡き後は、兄弟になるべく負担をかけさせたくないという話が多く聞かれました。

養護学校（高等部）では、1年生から校内実習、外部での実習など、本人が職業選択するために、様々な仕事を試していますが、市内にはなかなか就職できる場がないという実態があります。「特例子会社を増やしてほしい」、「障害への理解やサポートがあるところで働かせたい」という、保護者の声がありました。

また、親亡き後については、自立した生活を学ぶためにグループホームへの早期入所を望む一方で、グループホームの不足への心配があり、地域で自立した生活ができるよう、グループホームの整備や、生活のサポートが必要とされます。

就労期

就労援助センターを利用している市内在住の発達障害者にヒアリングを行ったところ、5年、10年と継続して勤務している人もいますが、一方で仕事をしたくてもなかなか就労に結びつかない人が多くいました。

就労するための問題として、「求人が少ない」ことや「情報不足」、「支援不足」が指摘されています。

また、「人とのコミュニケーションが苦手」、「急な予定変更に弱い」、「興味のないことには集中できない」、「あいまいな指示が理解しにくい」、「環境の変化や新しいことが苦手」などの障害特性のため、「時間の厳守が出来ない」「トラブルを起こしてしまう」「人間関係がうまくいかない」など、就労を継続していく上での問題が見られました。

一方で、手順が理解できた仕事はきちんとこなしたり、自分が興味のある分野に対して非常に高い集中力を示したりする人も多いため、分かりやすい指示をしたり、本人の特性を生かした業務を担当してもらうことが、就労の継続に繋がっていくと考えられます。

また、「発達障害者手帳」のようなものが新たに出来ないだろうかという意見がありました。就労支援においては、「選択肢が広がること」、「働きやすい環境」、「発達障害の特性に合った仕事」、「障害者雇用の情報」が求められています。

親亡き後については、住むところ、金銭面に不安があり、頼る人がいないという実態が

ありました。相談機関やヘルパーの利用意向があり、地域で安心した生活ができるような支援が必要です。

児童期、就労前期、就労期を通して

横須賀市内に発達障害支援センターがほしいという声もあります。

また、発達障害による悩みや困りを抱えているにもかかわらず、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の対象とならない人や、手帳の取得を希望しない人など、支援に繋がりにくい人も多く、このような方々へ適切な支援を提供できる体制の整備が重要となります。

発達障害の早期発見・理解・研究を進め、発達障害者がその特性、能力を活かせる支援や環境づくりが望まれています。

(2) 方向性と取り組み

発達障害は、症状が多岐に渡るうえ、他の障害と比べて理解があまり進んでおらず、なかなか周囲の理解が得られないという声が多く聞かれていることから、障害についての理解を促進するための啓発を行うとともに、各々の障害に合った支援体制の検討を進めていきます。

また、社会へ適応するための支援や、知識・技能の習得ができる専門的な場も必要とされており、児童期から就労期まで、一貫した支援を検討するとともに、これらの実現に向けて、専門知識のある人材の確保に努めるよう、検討を進めていきます。

就労にあたっては、自立できるだけの賃金を得られるとともに、なるべく市内での就労をしたい、長く働きたいという声が多く聞かれており、特例子会社の誘致等を行うとともに、ジョブコーチ等による職場定着支援を行うなど、障害者が就労しやすい環境の整備を進めていきます。

加えて、就労時や就労継続支援においては、発達障害の特性に合わせて、仕事をする際には明確な指示や分かりやすいマニュアルを用意するなど、工夫していきます。

7 福祉に携わる人材を確保するための取り組み

(1) 現状と課題

現在、市内の障害福祉サービスの事業所や地域作業所の中には、就業希望者が集まらず、人手不足となっている事業所が多くあります。これは、市内だけでなく、全国的な傾向でもあります。特に、新卒者の就業希望者が少ないのに加え、中途採用でも希望者が集まらない現状があります。また、離職率が高いため、新たな求人も必要になるという悪循環が見受けられます。

第3章：障害者施策の課題及び施策の方向

これらの施設は、障害者の日中の居場所として重要な役割を担っており、人材の確保は重要な課題であると言えます。

人材が不足している原因としては、給与・賃金水準の低さや障害福祉サービスの仕事は、精神的・身体的にきついのイメージ等が考えられます。人材不足を解消するためには、就労希望者を増やすと同時に離職率も低くすることが求められています。

就労希望者を増やすとともに、離職率を低くするためには、①給与・賃金水準の改善②障害福祉サービスに携わる仕事の社会的な意義・重要性の啓発③職場定着のための支援等が必要です。

障害福祉サービス等を提供する事業者に対する事業報酬は、国が定めた報酬基準に従って支払われる仕組みであり、そこで働く従事者の給与・賃金は、この事業報酬の中から支払われることとなります。

障害福祉サービス事業に従事する職員の処遇改善については、平成 21 年度の報酬改定において、障害福祉サービス等の報酬が 5.1%引き上げられるとともに、平成 21 年 10 月からは、障害福祉サービス等の報酬とは別枠で、福祉・介護職員の給料を引き上げる福祉・介護人材の処遇改善事業交付金が事業所・施設へ交付され、給与・賃金の改善が図られました。さらに、平成 24 年度の障害福祉サービス等の報酬改定において、交付金が障害福祉サービス等の報酬に組み込まれ、福祉・介護職員処遇改善加算として実施されました。

しかしながら、さらなる給与・賃金水準の改善には、国の報酬基準の改善が必要不可欠と言えます。

(2) 方向性と取り組み

横須賀市は、より職員の処遇改善に結びつくような報酬基準の改正が行われるよう、国に対し、要望を行います。

また、市内には、神奈川県立保健福祉大学があり、本来、新卒の福祉人材は豊富であると言えます。横須賀市は、神奈川県立保健福祉大学に対し、横須賀市内の障害福祉サービス事業所に卒業生を送り出してもらうよう、働きかけを行うとともに、横須賀市の職員が講師等で招かれ授業や講演を行う際には、障害福祉サービスに携わる仕事の社会的な重要性を学生に直接伝えていきます。

さらに、障害福祉サービス事業所の従事者を対象として研修を積極的に実施し、従事者の職場定着が図れるよう支援していきます。

